

勞働省設置に関する法律案要綱（昭二二・大・三〇）

第一 政府は、労働省の福祉と職業の確保とを図り以て經濟の興隆と國民生活の安定とに寄與するに於て、労働省を設置する。

第二 労働大臣は、労働組合、労働關係の調整、労働に関する啓蒙宣傳、労働條件、労働者災害補償、労働者災害補償保險及び労働者保護に関する事務、職業の紹介、指導、補導その他の労務需要の調整に関する事務、

失業対策に関する事務、失業保険に関する事務、労働統計調査に関する事務その他の労働に関する事務を管理する。

前項の労働者災害補償保險及び失業保険に関する事務を範囲外、政令でこれを定める。

第三 労働省に大臣官房及以下記の五局を置く。

労働基準局
婦人局
少年局

職業安定局
労働統計調査局

前項及び第三条第十九条規定にかかるず、必要があろときは、政令で定めるところにより前項の部局の外に部局を設け、又は省内において部局の所掌事務の一部を覆することができる。

第四 大臣官房においては、左の事務を掌る。

- 第一 機密に關する事項
- 第二 官吏の進退昇降に關する事項、但し、大臣において他の部局の專管に偏せしめたものと除く。
- 第三 大臣の官印及び省印の保管に關する事項
- 第四 所管行政に關する調查、企画、金計及び会計の監査に關する事項
- 第五 公文書類の接受、發送、編纂及び保存に關する事項
- 第六 経費及び收入の予算、決算、金計及び会計の監査に關する事項
- 第七 廉有財産及び物品に關する事項

事項

第五 労政局においては、左の事務を掌る。

一、労働組合法の施行に関する事項。但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられた事項を行ふことを妨げるものではない。
二、労働関係調整法の施行に関する事項。但し、労働委員会が法律に基づいてその職務に属せしめられた事項を行ふことを妨げうむものではな

い。

三、労働に関する啓蒙宣傳に関する事項。

四、その他労働に関する事項を他方所管に属しない事項。

第五 分類基準等においては、左の事務を掌る。

一、被公の労働時間、休憩その他の労働條件に関する事項。

二、産業安全に関する事項。

三、所附新生に関する事項。

四、労働者災害補償及び労働者災害補償保険に関する事項。但し、労働者災害補償保険に関する事項については厚生省の所管に属するものと除く。

五、労働率の増進に関する事項。

六、被眷の福利厚生に関する事項。

七、工場、礦山その他の場所における労働條件及び労働者の保護に関する監督に関する事項。

八、その他の労働基準法の施行に関する事項その他の労働條件及び労働者の保護に関する事項で他の所管に属しないもの。

第九、婦人少軍向においては、左の事務を掌る。

一、婦人及び年少労働者に特殊の労働條件及び保護に関する事項。

二、児童の使用禁止に関する事項。

三、被眷の福利厚生に関する事項。

四、夫の被眷人及び年少労働者に特殊の労働問題に関する事項。

五、労働者の家族問題に関する事項。但し、法律に基いて他者の所管に属せしめられた事項を除く。

六、婦人地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に関する事項。

項

但し、婦人問題の連絡調整は、他省か法律に基いて、この所管に属せられに事務を行うことを妨げるものではない。

第八 段業安定局においては、左の事務を掌る。

職業の紹介、指導及印補導その他労務需給の調整に關する事項。

二 大業対策に関する事項。

三 失業保険及び大業手当に關する事項。但し、失業保険に属する事項については厚生省の所管に属するものと除く。

四 その他職業に關する事項

第五 労働統計調査局においては、左に掲げる事項に關する事務を掌る。

一 労働組合、労働争議その他の労働關係に關する定期統計及以刊行

二 勞働條件に關する定期統計及以刊行

三 賃金、給料その他の給共に關する定期統計及以刊行

四 勞働者生計費に關する定期統計及以刊行

五 職業に關する定期統計及以刊行

六 内外労働事情に關する資料の蒐集整理分析及以刊行

七 行

第七 勞働者の生活、詰輿又は雇傭に關する經濟問題に關する調査研究及び工場事業場における災害予防の調査研究及び工場事業場における災害予防に關する技術者の養成訓練を掌らしめる。

第八 勞働者の教育、機関及び職員について必要な事項は、政令でこれを定めり。

第九 勞働省に産業安全研究所を置き、工場事業場における災害予防の調査研究及び工場事業場における災害予防に關する技術者の養成訓練をして組織する船員労働連絡会議を置く。

第十 船員の労働に關する行政の重要な事項について、労働省の所管行政との連絡統一を図きたり、労働省に、労働、運輸両省部内の閣僚官を以て組織する船員労働連絡会議を置く。

第十一 船員労働の仰儒、機関及び職員について必要な事項は、政令でこれを定めり。

附 则

第十三 この法律の施行期日は、その成立の日から三十日を超えない期間内において、政令でこれを定めること。

第十四 零生省官制の一節を、次のよう改正する。

第一條中「、勤労」を削り、「社会保険」の下に「、労働省、所管一
属入、事項ヲ除ク」レを加えう。

第十五 労働基準法の一節を、次のナニに改正する。

第一百條ノニ、労働省ノ婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受けて、
ニノ法律中女子及び年少者に特殊の規定ノ制定改廃及び解釈に關する事
項を掌り、その施行に關する事項については、労働基準局長に勧告を行
うとともに、労働基準局長が、地方労働局長及び都道府縣労働基準局
長に計して行う指揮監督について援助を與えう。

婦人少年局長は、自ラ又は所屬官吏をして、女子及び年少者に關レ勞
働基準局及ハ下級官廳並にその所屬官吏の行つた監督その他に關
する文書を閱覽し又は閲覽せしめることがひきる。

第百一條第一項及び第四項並びに第百五條の規定は、婦人少年局長又はその指定する所
屬官吏が、ニノ法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關して行う調査について、こ
れを準用する。

第百二十條第一号中「第百五條乃至第百九條」と「第百五條（第百條の二）にかいて準用
する場合を含む。」乃至「第百九條」に改め、同條第四号中「第百一條」と「第百一條（第百
條の二）にかいて準用する場合を含む。」に、「労働基準監督官」と「労働基準監督官又は
婦人少年局長若しくはそり指定する所屬官吏」に改める。